

第3部 第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

第5章 第6期障がい福祉・第2期障がい児福祉計画

1 計画の概要

本町が策定する第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」で示される基本理念や基本的考え方を受けた7つの成果指標等及び県の「第6期兵庫県障害福祉推進計画」で示される方向性に沿い、福崎町第3次障がい者プランの内容も踏まえて策定し、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として取り組みます。

国が示す基本的理念及び基本的考え方は次のとおりです。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の7つの基本的理念】

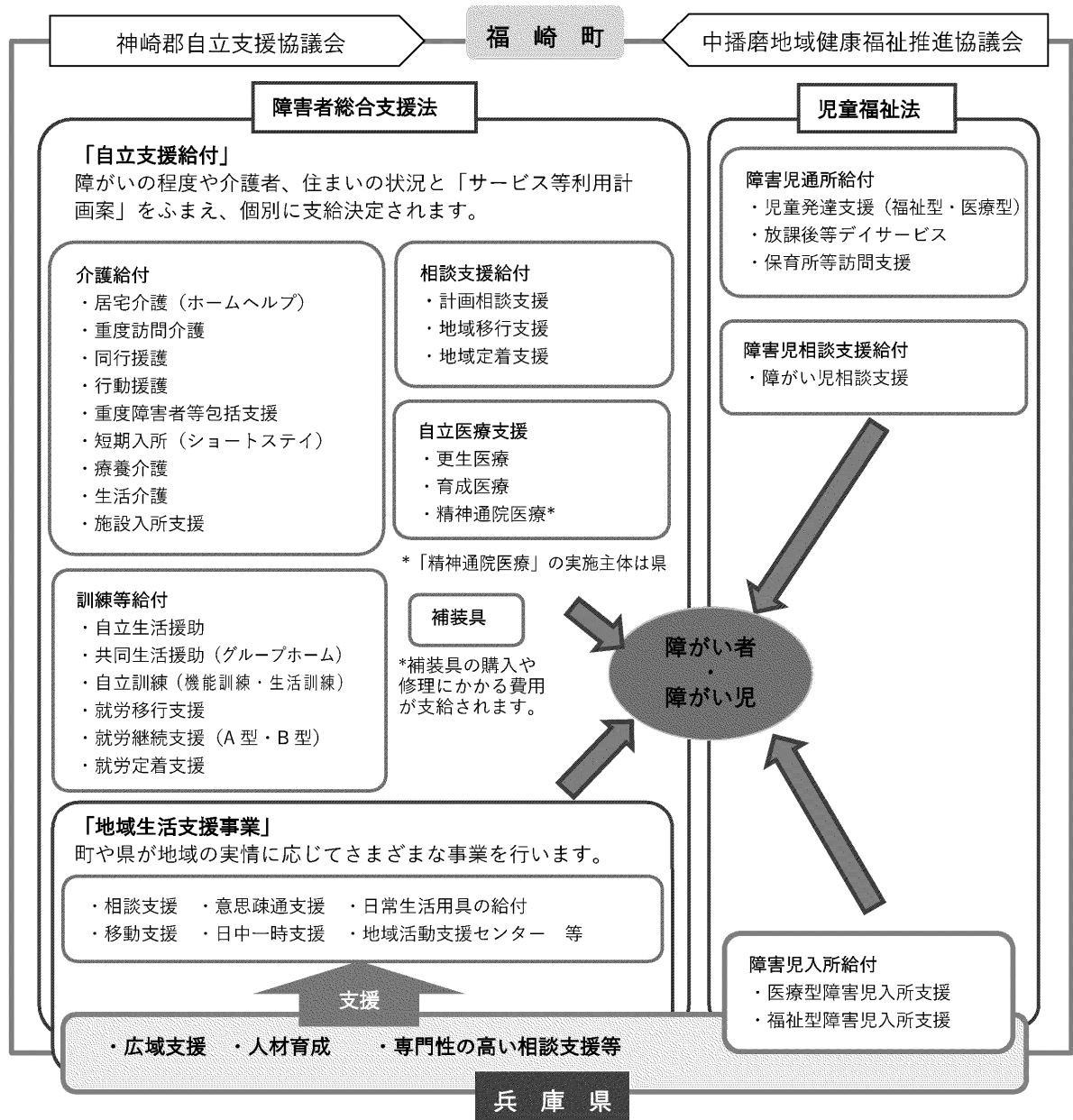
1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

これら7つの基本的理念を踏まえ、以下の6つの項目を基本的な考え方として示しています。

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の全体像



2 前計画の成果目標実績（平成30年度～令和2年度）

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活移行については、令和2年度末の施設入所者の目標値24人に対して見込数は17人、平成30年4月1日以降の地域生活移行数は、目標値3人に対して実績値(見込)は1人、施設利用減少者数は、目標値1人減に対して実績値(見込)は1人減となっています。

■施設入所者数の地域生活への移行【目標及び実績値（見込）】

	令和2年度末		
	目標値	実績値(見込)	実績見込率
入所施設利用者数	24人	17人	71%

	平成30年度～令和2年度末		
	目標値	実績値(見込)	実績見込率
地域生活移行数	3人	1人	33%
施設利用減少者数	1人	1人	100%

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、精神科病院や地域援護事業者による努力だけでは限界があるため、令和元年度に保健・医療・福祉関係者による協議の場として兵庫県（中播磨健康福祉事務所 福崎保健所）が中心となり、精神障がい者地域移行支援検討会を実施しました。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績
●令和2年度末までに、保健、医療、福祉等関係者による協議の場を設置	設置	設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和2年10月に福崎町障がい者基幹相談支援センターを設置し、地域生活拠点施設に位置づけました。

■ 地域生活支援拠点等の整備

項 目	目 標	実 績
●令和2年度末までに、少なくとも1か所を整備	1か所整備	1か所整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、令和2年度末の一般就労移行者数の目標値3人に対して実績値(見込)は2人、一般就労支援利用者数は目標値8人に対して実績値(見込)は2人、就労支援開始1年後の就労定着率は目標80%に対して20%となっています。

■ 福祉施設から一般就労への移行

項 目	実績 (対目標比)
●令和2年度における年間一般就労移行者数 【目標：3人】	2人 (66.6%)
●令和2年度末における一般就労支援利用者数 【目標：8人】	2人 (25%)
●令和2年度末の就労移行率が3割以上である就労支援事業所の割合 【目標：0%】	0% (-)
●令和2年度の就労支援開始1年後の就労定着率 【目標：80%】	20% (25.0%)

(5) 障がい児通所支援等

障がい児通所支援等は、児童発達支援センターの設置、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保はできませんでした。

保育所等訪問支援を利用できる体制整備及び保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議も実施できませんでした。

■ 障がい児通所支援等

項 目	実 績
● 令和 2 年度末までに、児童発達支援センターを 1 カ所以上整備	● 令和 2 年度末時点で未整備です。児童発達支援センター整備の課題として専門職の配置等があります。現状は、保健センター内で専門職を配置し、児童発達支援センターに準じる機能を果たしています。
● 令和 2 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制整備	● 令和 2 年度末時点で保健師の訪問により園児対応について保育教諭への助言を行っていますが、園児への療育は未実施です。
● 令和 2 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 カ所以上確保	● 令和 2 年度末時点で事業所の確保は達成できていません。重度心神障がい児を受け入れ可能な事業所の参入への働きかけを強化していきます。
● 平成 30 年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	● 令和 2 年度末時点で未設置です。今後、神崎郡自立支援協議会とも連携を図りながら、協議の場を設ける必要があります。

3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標

本計画は、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る基本指針（大臣告示）の見直しに沿って、国が定めた7つ指針に沿って、障がいのある人の地域生活や相談支援体制、就労支援、障害福祉サービス等の質の向上などに関する目標について、令和5年度末を目標として成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針	<ul style="list-style-type: none">●地域移行者数：令和元年度末から令和5年度末までに施設入所者の6%以上が地域生活に移行●施設入所者数：令和元年度末から令和5年度末までに1.6%以上減 ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定
------	--

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある人（以下「施設入所者」という。）がグループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する人数の目標値を設定します。

令和5年度末までの地域生活移行者数を2人、施設入所者数は1人減とする目標とします。

■成果目標（福祉施設から地域生活への移行促進）

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者(A)	17人	
●【目標】地域生活移行者数の増加	2人	(A)のうち令和5年度末までに地域生活に移行する人の数（6%以上が移行）
●令和5年度末時点の施設入所者(B)	16人	
●【目標】施設入所者数の減	1人	差引減少見込 (A)-(B) (1.6%以上減)

目標に向けた取り組み

障がいのある人の自己決定を尊重し、主体性をもって地域生活が送れるよう支援を進めます。

そのため障がいのある人の住まいの確保を行うとともに、地域活動への参加や一般ボランティア等人材育成の促進を図り、交流機会の場を設置します。

障がいのある人が希望する地域の暮らしを継続することができるよう、県が整備する重度、高齢などの専門的・広域的支援体制とともに図ります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置 ●精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内における生活日数の平均を 316 日以上とする。【新規】 ●令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数の目標値を国提示の推計式を用いて設定する。 ●退院率：入院後 3 か月 69%、入院後 6 か月 86%、入院後 1 年 92%
------	--

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、圏域での地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な地域社会を築くことが必要です。精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

■成果目標（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築）

項 目	数 値	
●保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	
・協議の場の開催回数【新規】	年間 1回	
・関係者ごとの参加者数【新規】	合計 7人 (内訳) 保健1名、福祉2名、当事者1名 医療1名(精神科1名、精神科以外0名)、その他2名	
・目標設定・評価の実施回数【新規】	年間 1回	
●令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（国提示推計式）【新規】	合計 31人 ※	65 歳以上：19人 65 歳未満：13人

※圏域按分のため合計は合致しません。

目標に向けた取り組み

神崎郡自立支援協議会や中播磨地域健康福祉推進協議会と連携し、保健、医療、福祉関係者による精神障がいに関連する協議の場を引き続き設けます。協議の場を土台に、精神科病院退院者の支援に対応可能な「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上確保 ●地域生活支援拠点等について年1回以上運用状況を検証・検討【新規】
------	--

地域生活拠点の整備については、令和2年10月に福崎町障がい者基幹相談支援センターを設立し、相談支援にかかる地域生活支援拠点として位置づけをしました。

地域生活支援拠点に求められる「相談支援」、「体験の機会・場の確保」、「緊急時の受入・対応」、「専門性の確保」及び「地域の体制づくり」の五つの機能を一体的に整備することは難しいため、既存の事業所や神崎郡域での連携を行い、できるところから整備を進めていきます。特に8050問題や近年の災害、感染症などを見据え、「緊急時の受入・対応」については、緊喫の課題であるため早急な対応が求められます。

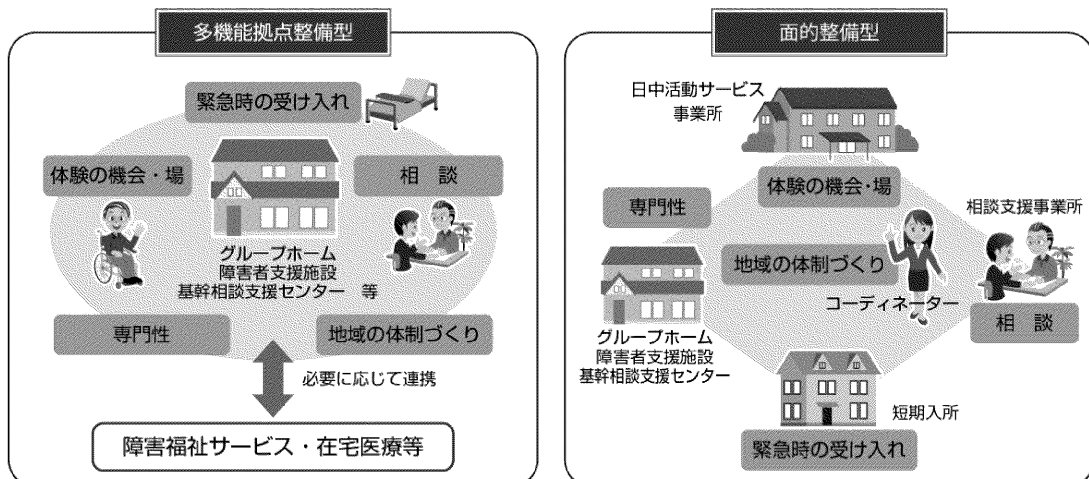
■ 成果目標（地域生活支援拠点等の整備）

項目	数値
●地域生活支援拠点等の整備箇所数	2か所 (相談支援・緊急時受入対応)
●機能充実に向けての運用状況の検証・検討の実施 [新規]	年間 1回

目標に向けた取り組み

近年の緊喫の課題である「緊急時の受入・対応」に対処するため、社会福祉法人高岡の里福祉と協議を進め、緊急時の受入施設としての役割を担う地域生活支援拠点として整備します。また、不足する地域生活支援拠点の機能については、神崎郡域での連携も視野に機能の確保に努めます。

■ 地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)



資料：厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数：令和元年度の 1.27 倍 <ul style="list-style-type: none"> ・内、就労移行支援事業利用者数：令和元年度の 1.30 倍以上 ・内、就労継続支援 A 型事業利用者数：令和元年度の 1.26 倍以上 ・内、就労継続支援 B 型事業利用者数：令和元年度の 1.23 倍以上 ●一般就労移行者のうち就労定着支援事業所の利用：7 割以上【新規】 ●就労定着支援事業所の就労定着率 80%以上の事業所を 7 割以上【新規】 ●大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進【新規】 ●就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進【新規】 ●高齢障害者に対する就労継続支援 B 型事業等による支援の実施【新規】
------	--

福祉施設から一般就労への移行者数 3 人、就労移行支援事業の利用者数の増加を 3 人とすることを目標とします。

■成果目標（福祉から一般就労への移行促進 令和元年度から令和 5 年度）

項 目	数値	考 え 方
●福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	3 人	就労移行支援事業等を通じて令和 5 年度に一般就労に移行する人数
	- 倍	令和 5 年度 3 人/令和元年度 0 人
・就労移行支援事業の利用者数の増加 (B) 【新規】	3 人	
	- 倍	令和 5 年度 3 人/令和元年度 0 人
・就労継続支援 A 型の利用者数の増加 (C) 【新規】	0 人	
	- 倍	令和 5 年度 0 人/令和元年度 0 人
・就労継続支援 B 型の利用者数の増加 (D) 【新規】	0 人	
	- 倍	令和 5 年度 0 人/令和元年度 0 人
・就労定着支援事業所の利用者数 (E) 【新規】	3 人	
・就労定着支援事業所の利用者割合 (F) 【新規】	100%	(E) / (A)
●就労定着率の高い支援事業所の増加 (G) 【新規】	0 か所	
・就労移行支援事業所数 (H) 【新規】	0 か所	

・就労定着率 8 割以上の事業所数 (I) [新規]	0 か所	
・就労定着率 8 割以上の就労定着支援 事業所率の増加 (J) [新規]	- %	(I) / (G)

目標に向けた取り組み

- ・ 就労先のニーズと障がいのある人の適正のミスマッチを防ぐための「就労マッチング」を行います。
- ・ 事業所等と障がい者基幹相談支援センター、企業が就労状況を共有し、就労定着のためのフォロー体制の整備を進めます。
- ・ 施設、学校、企業、行政の連携や現状の分析・課題から移行の促進が見込まれる就労支援体制の研究を進めます。
- ・ 神崎郡自立支援協議会（しごと部会）を中心に、就労継続支援事業等における農福連携事業の推進、学校と企業の連携で実施するキャリアガイダンス（学校—企業）等に取り組みます。
- ・ 一般就労への移行は、障がいのある人の社会活動の参加機会が増えることでもあり、障がいのある人の地域生活と就労の定着を支えるための地域のボランティアの人材育成や交流機会の促進を図ります。
- ・ 高齢の障がいのある人に対する就労継続支援 B 型事業等による支援の実施を検討します。
- ・ 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 5 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所設置 ● 令和 5 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村又は圏域で構築 ● 令和 5 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所確保 ● 令和 5 年度末までに医療的ケア児支援の協議の場を各市町村で設置。また、コーディネーターを各市町村又は各圏域に配置【一部新規】
------	---

本町の障がい児に対する支援は、国、県、本町の子ども・子育て施策の理念を基本とし、どのような障がいがあっても、ひとり一人の個性と能力が発揮されるよう、障がいに応じた適切な配慮と支援を行うものとします。

障がい児通所支援及び障がい児相談支援については本町を、障がい児入所支援については県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

障がいや特別な配慮が必要な子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制について、神崎郡域で整備の在り方を調整協議し、計画的に推進します。

■ 成果目標（障がい児支援の提供体制の整備）

項 目	数値等
● 児童発達支援センターの整備	1 か所
● 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築
● 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	1 か所
● 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備	1 か所
● 主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備	1 か所
● 主に医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の整備	1 か所
● 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置

目標に向けた取り組み

- ・ 児童発達支援センターの設置については、課題として専門職の配置等があります。保健センター内で児童発達支援センターに準じる機能を果たしつつ、設置に向けた取り組みを進めます。
- ・ 保育所等訪問支援については、令和2年度時点ではケアステーションかんざき相談員と保健師が訪問を行い、障がい児の対応について保育教諭への助言を行っています。障がい児の療育の実施について、ニーズを把握し、心理士等の専門職に働きかけ、療育を提供できる施策を検討します。
- ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、実施可能な事業所に対し、参入の働きかけを強化するとともに、神崎郡域での連携を視野に検討します。
- ・ 神崎郡自立支援協議会内にこども部会を設置することで、協議の場を設けます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規項目】

国の指針	●令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保
------	--

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がいのある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要です。

■成果目標（相談支援体制の充実・強化等）

項 目	数値等
●基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置	1か所
●総合的・専門的な相談支援の実施件数	0件
●相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件
●相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件
●相談機関等との連携強化の取組の実施回数	0回

目標に向けた取り組み

令和2年度に発足した福崎町障がい者基幹支援相談センターを、本町における障がい福祉に関する多面的／多層的支援拠点として整備し、相談支援情報を発信するとともに、支援の必要の有無に関わらず、地域生活における日常の「困りごと」を受け付ける場としての定着を図ります。そういった「困りごと」の相談対応を通じて、保健、医療、福祉、教育等の各専門機関への相談と適切な支援にたどり着くことができるよう整備を図ります。

なお、各専門機関と連携する総合的・専門的な相談支援の実施については、神崎郡自立支援協議会が各地域の課題や情報の共有、課題解決の検討を進め、計画的にサービス基盤の整備を進めていく役割としての位置づけであることから、神崎郡自立支援協議会と本町が協働で取り組みを進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規項目】

国の指針	●令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築
------	---

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

■成果目標（障害福祉サービス等の質の向上）

項 目	数値等
●サービスの質の向上を図るための体制を構築	構築
●県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数	5人
●自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有	有

目標に向けた取り組み

- ・ 障害福祉サービスに関わる本町の職員や関係機関、障害福祉サービス従事者が、障害者総合支援法の具体的内容を確実に理解することに取り組み、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。
- ・ 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に積極的に参加するとともに、障害福祉サービス事業者にも参加を促します。
- ・ 障害福祉サービスの利用者や事業者に対するアンケートや事業者に対するヒアリング、指導監査などを適正に実施し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。
- ・ 自立支援審査支払のシステム等を活用し、請求の過誤をなくすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保する取り組みを推進します。

4 障害福祉サービスの見込み

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう、前計画期間中の利用実績などを踏まえ、需要の伸びを予測しながら障害福祉サービス及び障がいのある子どもに向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込むそれぞれの障害福祉サービス等の見込量は、今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。実際の利用に関しては、設定した見込量を超えた場合でも、必要なサービスを適正に提供します。

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護をホームヘルパーが行います。 対象：障害支援区分1以上で居宅において支援が必要な人
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 対象：障害支援区分4以上で総合的に介護が必要な人
行動援護	自己判断能力が制限されている人（知的障がいのある人又精神障がいのある人等）が行動するときの危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。 対象：障害支援区分3以上で、行動上著しい困難を有する人
同行援護	視覚障がいのある人に対し、外出時の支援を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排せつ、食事などの介護その他外出する際に必要となる援助
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 対象：障害支援区分6で常時介護を要する人

① 居宅介護（ホームヘルプ）

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	18	19	20	16	17	18
	利用時間（時間/月）	153	162	170	150	160	170
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	4	4	4
実績値	実利用者数（人/月）	14	15	16			
	利用時間（時間/月）	115	123	150			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

居宅介護の利用は、計画値を下回っているものの、緩やかに増加しています。

今後の見込み・確保策

第5期の緩やかな増加の傾向が続くと見込んでいます。介護保険事業所の障害福祉サービスへの参入を促し、ホームヘルパーに対する講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

② 重度訪問介護

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	2	2	3	2	2	2
	利用時間（時間/月）	55	55	80	100	100	100
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	4	4	2
実績値	実利用者数（人/月）	1	1	2			
	利用時間（時間/月）	78	66	100			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

重度訪問介護の利用人数は計画値を下回りましたが、利用時間は計画値を上回りました。

今後の見込み・確保策

令和2年度の実績が継続すると見込んでいます。今後、必要とされる利用時間に対応できるよう、事業所の情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

③ 同行援護

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	実利用者数（人/月）	2	2	2	2	2	2
	利用時間（時間/月）	61	61	61	51	49	47
	事業所数 [新規項目]	—	—	—	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	2	2	2			
	利用時間（時間/月）	66	47	53			
	事業所数 [新規項目]	—	—	—			

※令和2年度の実績値は、11月未までの月平均

前計画の検証

同行援護の利用人数は一定の傾向となっています。利用時間については、計画値をやや下回っています。

今後の見込み・確保策

利用時間については、やや減少する傾向を見込んでいます。今後も事業所の情報提供の充実を図り、サービス提供の維持・継続に努めます。

④ 行動援護

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	実利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	1
	利用時間（時間/月）	1	1	1	2	2	2
	事業所数 [新規項目]	—	—	—	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	1	0	1			
	利用時間（時間/月）	3	0	2			
	事業所数 [新規項目]	—	—	—			

※令和2年度の実績値は、11月未までの月平均

前計画の検証

1名の利用が継続しています。

今後の見込み・確保策

第5期計画の実績が維持されると見込んでいます。事業所が少ないため、今後はサービス実施事業者の新規参入への働きかけに努めます。

⑤ 重度障がい者包括支援

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	実利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	0	0	0	/		
	利用時間（時間/月）	0	0	0			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの実績

前計画の検証

利用実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

これまでの利用実績がないことや、町内にサービス提供事業所がないことなどを踏まえ、第6期計画においてもサービスの利用を見込んでいません。しかし、利用者への情報提供は継続して行っています。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

サービス名	サービスの概要
生活介護	<p>常に介護を必要とする人に、施設にて昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p> <p>対象：障害支援区分3以上（施設入所の場合は4以上） 年齢が50歳以上は障害支援区分2以上（施設入所の場合は3以上）</p>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	38	39	39	34	34	34
	利用日数（人日/月）	749	768	768	648	648	648
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	3	3	3
実績値	実利用者数（人/月）	31	32	34	/		
	利用日数（人日/月）	641	616	648			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

生活介護の利用人数及び利用量は、計画値を下回っていますが、利用人数・利用日数ともに緩やかな増加の傾向となっています。

今後の見込み・確保策

令和2年度の実績の傾向が継続されると見込んでいます。今後も利用への情報提供を行うとともに、利用機会の確保のため、通所に必要な交通費の一部を助成します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（機能訓練）	身体に障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。

●自立訓練（機能訓練）

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	0	0	0	2	2	2
	利用日数（人日/月）	0	0	0	25	25	25
実績値	実利用者数（人/月）	1	1	2			
	利用日数（人日/月）	20	18	25			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

第4期計画策定時の利用者が自立訓練の標準の利用期間である2年間の終了と重なっていたため、前計画では新たな利用者を0人と見込んでいましたが、複数の利用者がありました。

今後の見込み・確保策

第5期計画終了時に2名の利用があったことから、同様に令和5年度までに2名の利用を見込んでいます。今後も医療機関などを含めた利用者への情報提供に努めるとともに利用促進のため、通所に必要な交通費の一部を助成します。

●自立訓練（生活訓練）

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	1	1	1	2	2	2
	利用日数（人日/月）	20	20	20	22	23	25
実績値	実利用者数（人/月）	1	1	2			
	利用日数（人日/月）	18	16	20			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

利用人数1名の見込みのところ、令和2年度に1名の新規利用となりました。利用日数は概ね計画値のとおりとなっています。

今後の見込み・確保策

令和2年度に1名の利用者増となり、利用日数をやや増加する傾向と見込んでいます。利用日数の増加に対してサービス提供が確保できるよう、事業者への情報提供に努めるとともに医療機関、相談支援事業所等との連携を図ります。

③就労移行支援

サービス名	サービスの概要
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の提供、知識や能力の向上を図るための訓練を行います。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	5	7	8	4	4	4
	利用日数（人日/月）	87	154	176	20	20	20
実績値	実利用者数（人/月）	5	2	4			
	利用日数（人日/月）	87	13	20			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

利用者数の増加を見込んでいましたが、平成28年度に利用されていた方の利用期間が平成30年で終了したのち、新たな利用者が見込みより少なく、計画値を下回っています。

今後の見込み・確保策

令和3年の法定雇用率の引き上げに伴い、就労機会が増えると考えられることから、利用終了者と新規利用者数が一定数あると見込んでいます。就労への移行を促進するために、事業所への通所に必要な交通費の一部を助成するとともに、就労移行支援事業所との連携を強化します。

④就労継続支援（A型・B型）

サービス名	サービスの概要
就労継続支援（A型）	事業者と雇用契約を結び、就労機会の提供及び知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。

●就労継続支援 A 型

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	14	15	16	10	10	9
	利用日数（人日/月）	267	287	306	166	158	150
実績値	実利用者数（人/月）	7	11	10			
	利用日数（人日/月）	156	173	175			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

利用者数と利用日数ともに計画値を下回っています。

今後の見込み・確保策

第5期計画の実績から、やや減少の傾向を見込んでいます。

また本町で障害者優先調達の推進方針により、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に努めるとともに事業所との連携を図り、サービス利用を促進します。

●就労継続支援 B 型

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	40	41	42	47	49	50
	利用日数（人日/月）	716	734	752	852	881	910
	事業所数 [新規項目]	—	—	—	2	2	2
実績値	実利用者数（人/月）	40	44	46			
	利用日数（人日/月）	716	769	824			
	事業所数 [新規項目]	—	—	—			

※令和2年度の実績値は、11月までの月平均

前計画の検証

利用者数と利用日数ともに計画値を上回っています。

本町で定めている障害者優先調達の推進方針により、町内の事業者に対して官公需に係る役務の発注を行い、継続的な就労訓練の確保に努めました。

また、事業所の売り上げの向上や事業広報のため、庁舎内での授産品販売や定期的な販売場所の確保を行いました。

今後の見込み・確保策

今後も特別支援学校卒業者等も踏まえ、利用者が微増するものとして、見込量を設定しています。

障がいのある人が自分にあった事業所を選択できるように、圏域や加西市などの事業所の、情報提供を行います。就労訓練の充実のための方策として、ジョブコーチの派遣を行い、就労相談や簡単な職業評価の機会を設けます。

⑤就労定着支援

サービス名	サービスの概要
就労定着支援	就労移行支援等により一般就労した方の自宅や企業を訪問し、生活や就労の相談や連絡調整を行い、継続して就労できるように支援を行います。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	0	1	1	1	2	3
実績値	実利用者数（人/月）	2	1	1			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

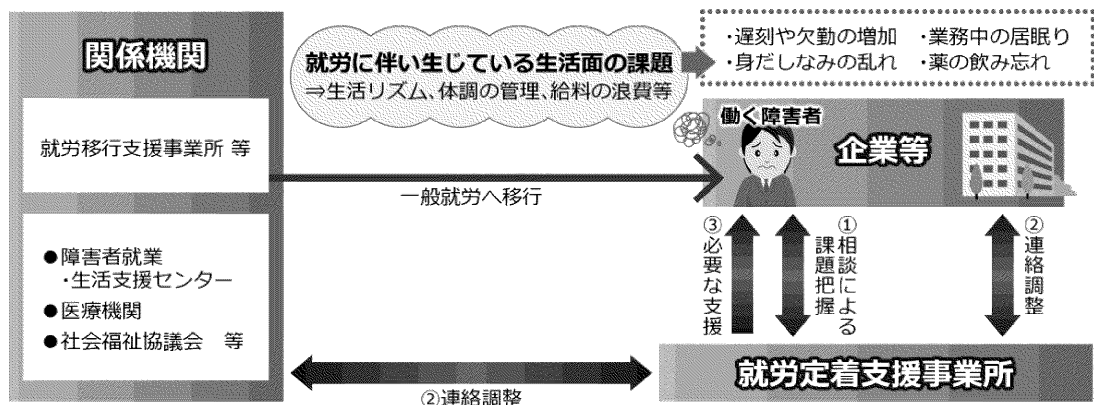
概ね計画値のとおりの実績となっています。

今後の見込み・確保策

成果目標として掲げている一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用している人数3人を本計画の最終年度である令和5年度に見込みを設定しました。

障がいのある人が就労した後にその仕事に定着するためには、本人に加えて就労先のフォローアップが非常に重要となります。サービス提供事業所の確保を図るとともに、就労定着支援事業所や就労先との情報連携に努めます。

■ 就労定着支援（イメージ）



資料：厚生労働省

⑥療養介護

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 対象：病院等への長期入院による医療的ケアを要する人で、障害支援区分5以上の人

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	0	0	0			

※令和2年度の実績値は、11月末までの実績

前計画の検証

療養介護の利用実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

第5期計画において、利用実績がなかったことを踏まえ、サービスの利用を見込んでいません。利用者への情報提供などは継続して行っています。

⑦短期入所（ショートステイ）

サービス名	サービスの概要
短期入所 （ショートステイ）	<p>自宅で介護する方が病気等の理由により障がいのある人支援施設等に入所が必要とされる方に対して、夜間も含めた短期間、施設において入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。</p> <p>対象：障害支援区分1以上で、短期間の施設入所を必要とする人</p>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	14	15	16	8	9	11
	福祉型〔新規〕	-	-	-	7	8	10
	医療型〔新規〕	-	-	-	1	1	1
	利用日数（人日/月）	104	112	119	75	85	97
	福祉型〔新規〕	-	-	-	70	80	92
	医療型〔新規〕	-	-	-	5	5	5
	事業所数（か所）	-	-	-	1	1	1
	福祉型〔新規〕	-	-	-	1	1	1
	医療型〔新規〕	-	-	-	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	8	7	8	\		
	福祉型〔新規〕	-	-	-			
	医療型〔新規〕	-	-	-			
	利用日数（人日/月）	70	66	75			
	福祉型〔新規〕	-	-	-			
	医療型〔新規〕	-	-	-			
	事業所数（か所）	-	-	-			
	福祉型〔新規〕	-	-	-			
	医療型〔新規〕	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

短期入所の利用は計画値の半数程度となっています。

今後の見込み・確保策

緩やかな利用の増加を見込んでいます。利用できる事業所が近隣では不足しているため、介護サービス事業所をはじめ、事業所の誘致などを推進していきます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等の利用者が一人暮らしをする場合に、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し相談支援を行います。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	総利用者数（人/月）	0	0	1	0	0	1
	うち精神障がい者	0	0	0	0	0	0
実績値	総利用者数（人/月）	0	0	0			
	うち精神障がい者	0	0	0			

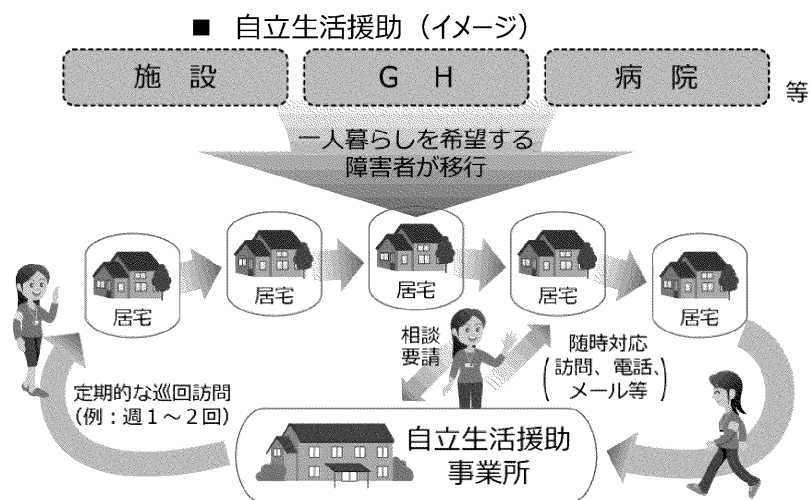
※令和2年度の実績値は、11月末までの実績

前計画の検証

平成30年度からの事業ですが、利用はありませんでした。

今後の見込み・確保策

地域生活移行者の目標値である2名のうち1名を最終年度に見込みます。また、関係機関との連携を行い、ニーズの集約に努めるとともにサービス提供事業所の確保に努め、サービス提供体制を整えていきます。



資料：厚生労働省

②共同生活援助（グループホーム）

サービス名	サービスの概要
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	7	7	8	7	7	6
	うち精神障がい者	-	-	-	0	0	0
	定員数（3月末）	-	-	-	10	10	10
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	2	2	2
実績値	実利用者数（人/月）	7	7	7	/		
	うち精神障がい者	-	-	-			
	定員数（3月末）	-	-	-			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

概ね計画値のとおりとなっています。

今後の見込み・確保策

障がいのある人に地域移行を進めるためにグループホームを設置は非常に求められています。今後は新規参入の促進に努めるとともに空き家の活用などを利用し、円滑に事業を開始できるよう支援します。

③施設入所支援

サービス名	サービスの概要
施設入所支援	<p>施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>対象:生活介護利用者で、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）</p> <p>自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所が困難な人</p>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	23	23	24	11	15	16
実績値	実利用者数（人/月）	19	17	11			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

施設入所者が介護保険サービス事業所へ移られたことにより、利用者数が減少の傾向となっています。

今後の見込み・確保策

国の基本指針では、地域移行を推進するため、施設入所者を削減させる目標をあげていますが、本町では将来的に入所を希望されている状況があるため、本計画では新規利用者の増加を見込みます。

(4) 相談支援サービス

① 計画相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	<p>○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	25	26	27	17	16	16
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	2	2	2
実績値	実利用者数（人/月）	23	23	17			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

新規利用希望者の増加を見込んでいましたが、計画値を下回っています。

今後の見込み・確保策

第5期計画の実績による減少の傾向から、概ね横ばいでの見込量を設定しました。

今後も障害福祉サービスの質の向上や相談員が抱える利用者のニーズや課題などの情報共有を行うために、神崎郡自立支援協議会相談支援部会などの定期的な連絡会を開催し、相談支援体制の充実を図ります。

②地域移行支援

サービス名	サービスの概要
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計 画 値	実利用者数（人/月）	0	0	1	0	0	1
	精神障がい者 [新規]	-	-	-	0	0	0
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	0	0	0
実 績 値	実利用者数（人/月）	0	0	0			
	精神障がい者 [新規]	-	-	-			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの実績

前計画の検証

地域移行支援の利用実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

第5期計画期間においては利用実績がありませんが、成果目標として掲げている地域移行者4名のうち1名が利用すると想定し見込量を設定しました。今後も制度の周知、広報・啓発に努め、利用促進を図ります。

③地域定着支援

サービス名	サービスの概要
地域定着支援	居宅において、一人暮らしをしている障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画 値	実利用者数（人/月）	0	0	1	0	0	1
	精神障がい者 [新規]	-	-	-	0	0	0
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	0	0	0
実績 値	実利用者数（人/月）	0	0	0			
	精神障がい者 [新規]	-	-	-			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの実績

前計画の検証

地域定着支援の利用実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

今後も利用は見込んでいません。

相談支援事業所数は近隣に少なく、サービス提供が受けにくくなっていますが、平成29年度に中播磨管内においてピアサポーターが誕生したことなどを含め、広報・啓発に努め、利用ニーズの把握に努めます。

(5) 発達障害者等に対する支援【新規】

ペアレントトレーニングは、子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0	0	0
	ペアレントメンターの人数	0	0	0
	ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0

今後の見込み・確保策

第6期障がい福祉計画では利用を見込んでいません。

(6) 障がい児通所支援等

① 児童発達支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障がいのある児童等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 対象：障がいや特別な配慮が必要な未就学児

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	18	20	22	7	8	8
	利用日数（人日/月）	38	42	46	21	19	14
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	1	1	1
実績値	実利用者数（人/月）	4	7	7	\		
	利用日数（人日/月）	21	30	24			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月までの月平均

前計画の検証

利用者数、利用日数ともに計画値より大幅に下回っています。平成30年度就学人数が多く、以降の新規利用者が少なかったためです。

今後の見込み・確保策

利用については、未就学児に限られることから、利用者数の急激な伸びは考えにくいですが、母子保健事業でのきめ細かな支援により、新規利用者数を就学期の人数と均衡すると想定し、令和元年度の利用者数の継続を見込んでいます。

今後も引き続き、母子保健事業でのきめ細かな早期発見、早期支援に努めます。

② 医療型児童発達支援

サービス名	サービスの概要
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な児童に、児童発達支援及び治療を行います。 対象：障がいや特別な配慮が必要な未就学児

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（人日/月）	0	0	0	0	0	0
	事業所数〔新規項目〕	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	0	0	0			
	利用日数（人日/月）	0	0	0			
	事業所数〔新規項目〕	0	0	0			

※令和2年度の実績値は、11月未までの実績

前計画の検証

近隣市町に事業所がなく、また、利用対象児童もないためこの事業の利用はありませんでした。

今後の見込み・確保策

これまでの利用実績がないことや、近隣市町にサービス提供事業所がないことなどを踏まえ、第5期計画と同様に本計画においても利用を見込んでいません。

③放課後等デイサービス

サービス名	サービスの概要
放課後等デイサービス	就学している障がいのある18歳までの就学児（幼稚園除く）に、授業終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	39	40	42	60	63	63
	利用日数（人日/月）	168	218	230	390	415	415
	事業所数〔新規項目〕	-	-	-	3	3	3
実績値	実利用者数（人/月）	38	45	55			
	利用日数（人日/月）	200	353	375			
	事業所数〔新規項目〕	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月未までの月平均

前計画の検証

利用者数、利用日数ともに大幅に増加しました。学校の長期休暇中の利用や特別支援学校生の利用が増えたことにより見込み数を大きく上回りました。

今後の見込み・確保策

利用人数・利用量ともにやや増加を見込んでいます。大幅な増加は見込んでいませんが、利用の要望が多く、身近に利用ができるように事業所と受け入れ態勢や新規開設に向けて検討していきます。町内に新規事業所開設に向け、事業者や関係機関などに積極的に情報提供を行います。

④保育所等訪問支援

サービス名	サービスの概要
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいや特別な配慮が必要な幼児等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	0	0	1	1	1	1
	利用日数（人日/月）	0	0	4	1	1	1
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	1	1	1
実績値	実利用者数（人/月）	0	0	0	\		
	利用日数（人日/月）	0	0	0			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの実績

前計画の検証

第1期計画の成果目標において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を掲げていることから、令和2年度に1名の利用を見込んでいましたが、令和2年度中の体制整備ができなかったため、実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

第1期計画から引き続き保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を掲げていることから、事業所と協議しサービス提供体制を整え、利用を見込んでいます。利用者・利用日数が増えるよう教育機関などのとの連携を図り、対応が可能な事業所の新規参入を促します。

⑤居宅訪問型児童発達支援

サービス名	サービスの概要
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	延利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	実利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	0	0	0	/		
	利用日数（人日/月）	0	0	0			
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

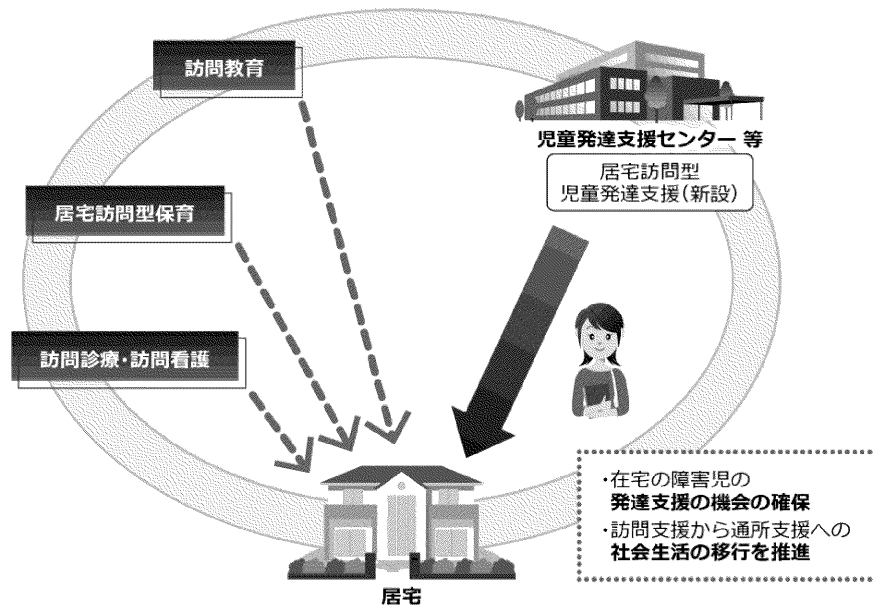
前計画の検証

平成30年度からの事業です。利用はなく、計画値の見込みとおりとなっています。

今後の見込み・確保策

今後の利用は見込んでいません。利用ニーズがあった場合、近隣事業所での受け入れを働きかけていきます。また利用者への情報提供に努めます。

■ 居宅訪問型児童発達支援（イメージ）



資料：厚生労働省

⑥障がい児相談支援

サービス名	サービスの概要
障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児支援利用援護 障がい児通所支援の支援に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成します。支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。 ○継続障がい児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等と連絡調整などを行います。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人/月）	5	5	5	8	9	9
	事業所数 [新規項目]	-	-	-	1	1	1
実績値	実利用者数（人/月）	7	6	8	/		
	事業所数 [新規項目]	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

新規利用者が増加し、計画値を上回っています。

今後の見込み・確保策

今後も児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数の増加が見込まれますが、年齢到達等によりサービスを利用されなくなる方も勘案し、微増として見込量を設定しています。

なお、乳幼児健診、発達相談等から早期発見・早期支援体制を一層充実するとともに、途切れることのない支援を目指して、関係機関の連携に努めます。

相談員が抱える利用者のニーズや課題などの情報共有を行うため、定期的な連絡会を行い、相談の質の向上及び地域資源の充実に努めます。

⑦その他の支援体制

サービス名	サービスの概要
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	○医療的なケアを必要とする障がい児に対して、保健、医療、福祉などの関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	配置人数（人）	1	1	1	0	0	1
実績値	配置人数（人）	0	0	0			

※令和2年度の実績値は、11月末までの実績

前計画の検証

平成30年度に医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター設置研修は行いましたが、令和2年度末までに配置には至っていません。

今後の見込み・確保策

本町では、圏域単位で当該のコーディネーターの配置を設置することを予定し、神崎郡域・圏域での調整を進める必要があります。

サービス名	サービスの概要
<ul style="list-style-type: none"> ●教育と福祉の協議の場の設置（医療的ケア児含む） ●障がい児の相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育と福祉の協議の場を設けます。（医療的ケア児に対する支援の協議を含む） ○障がいや特別な配慮が必要な子どもの相談窓口を設けます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	協議の場の設置 [新規] (設置の有無)	-	-	-	設置	設置	設置
	相談窓口の設置 [新規] (設置の有無)	-	-	-	設置	設置	設置
実績値	協議の場の設置 [新規] (設置の有無)	-	-	-			
	相談窓口の設置 [新規] (設置の有無)	-	-	-			

今後の見込み・確保策

教育と福祉の協議の場を設置し、毎年協議を実施する予定です。また、障がいや医療的ケアを含む特別な配慮が必要な子どもの相談窓口も設置し、きめ細かな対応を行います。

5 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業のサービスの利用量については、前計画期間中における利用実績や既存の事業者のサービス提供体制を基本に、計画相談支援における利用者や家族の思いや希望、今後の事業者の参入意向等を含めて考慮し、見込みました。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	実施の有無	有	有	有	有	有	有
実績値		有	有	有			

前計画の検証

パネルの展示や郡内の小中学校の教員を対象として精神障がいへの理解に向けた研修等を行いました。また、社会福祉協議会に委託し、学校に対する福祉体験や福祉学習を実施しました。

今後の見込み・確保策

今後も、自立支援協議会や社会福祉協議会、ボランティアやNPO団体と連携しながらより効果的な啓発・研修等の実施に向けて検討・企画していきます。

また、障害者週間などで事業を行いより積極的な啓発を行います。

②自発的活動支援事業（年間）

事業名	事業の概要
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。

		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実施の有無	有	有	有	有	有	有
実績値		有	有	有			

前計画の検証

町内2団体に対し、自発的に行う各種活動を支援するための補助金等を交付しました。

今後の見込み・確保策

今後も、引き続き町内2団体に活動支援を行い、自発的活動支援事業を活性化します。

③相談支援事業

事業名	事業の概要
障がいのある人相談支援事業	障がいのある人や障がいのある児童の保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となり、中立・公平な相談支援の実施のほか、地域関係機関の連携強化、社会資源・改善等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、一般的な相談支援に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居に必要な調整等に係る支援を行います。

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
	基幹相談支援センター	有無	-	無	-	無	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	無	有	無	有	有
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	有	有	有	有	有	有

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	2	2	2
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	有	有	有

前計画の検証

相談支援事業については、2つの指定特定相談支援事業者に委託して実施しました。
 基幹相談支援センターについては、令和2年10月に開設しました。
 住宅入居サポートについては、委託相談支援事業者や関係課と連携を行っています。

今後の見込み・確保策

相談支援事業については、引き続き2つの指定特定相談支援事業者に委託して実施します。
 基幹相談支援センターについては、職員のスキルアップに取り組み機能強化を図っていきます。
 住宅入居サポートについては、引き続き委託相談支援事業者や関係課と連携を行って実施します。

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と考えられる知的に障がいのある人又は精神に障がいのある人に対し、権利擁護を図るため成年後見制度の利用を支援します。 補助を受けなければ制度の活用が困難な方を対象に費用を助成します。また、法人後見の研修を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活動を支援します。

● 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	2
実績値	有無	有	有	有			
	実利用者数(人)	1	0	0			

※令和2年度は見込値

● 成年後見制度法人後見支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	実施の有無	無	無	無	無	無	無
実績値		無	無	無			

前計画の検証

成年後見制度利用支援事業については、平成 30 年度に 1 人の実績があります。令和元年度及び令和 2 年度には実績がありませんでした。

成年後見制度法人後見支援事業については、実績がありませんでした。

今後の見込み・確保策

成年後見制度については、令和 3 年度に「成年後見制度利用促進計画」を策定し、広く周知し、権利擁護が必要となる人が利用しやすい体制を整え、障がいのある人の親亡き後の対策にも備えます。

成年後見制度法人後見支援事業は現時点での実績はありませんが、成年後見制度における後見人等の業務を適切に行うことができる法人を確保することを目標として、今後の支援体制の整備に向けて検討を続けます。

⑤意思疎通支援事業

事業名	事業の概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、関係機関との連絡調整等を行います。

●手話通訳者・要約筆記者派遣事業

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	実利用者数 (人)	4	4	4			
	延利用者数 (人)	25	25	25	17	17	17
実績値	実利用者数 (人)	4					
	延利用者数 (人)	25	8	16			

※令和 2 年度の実績値は、11 月末までの月平均

※平成 30 年度以降の実績値：延利用者数 (人) は実利用者数 (人) に変更し、実利用者数 (人) の項目は削除

※令和 3 年度以降の計画値：延利用者数 (人) は実利用見込件数 (人) に変更し、実利用者数 (人) の項目は削除

前計画の検証

手話通訳者派遣事業は年度ごとに増減はありますが、利用実績がありました。要約筆記者派遣事業については利用実績がありませんでした。聴覚や言語機能、音声機能などに障がいのある人の情報保障を行う必要があります。

今後の見込み・確保策

聴覚などに障がいのある人の情報保障を行うために、今後もサービスを提供する必要があります。近隣市町村やボランティア団体等との連携を図りながら、手話通訳者等の必要性の周知広報とともに育成・確保が必要と考えます。

●手話通訳者設置事業

		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実設置者数 (人)	0	0	0	0	0	0
実績値	実設置者数 (人)	0	0	0			

前計画の検証

手話通訳者設置事業は手話通訳者の設置ができませんでした。

今後の見込み・確保策

手話通訳者の設置ができていないため、今後、十分な情報保障を行うために、ヒアリングループの活用などに加え、手話通訳者設置についても引き続き検討を行う必要があります。

⑥手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現力技術を習得した手話奉仕員を養成します。

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	養成講習修了者数 (人)	0	0	3	0	0	0
実績値	養成講習修了者数 (人)	0	0	0			

前計画の検証

第 5 期期間中は未実施でした。

今後の見込み・確保策

奉仕員を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある人の自立した社会参加等に繋がるため、近隣市町と連携して研修が必要と考えます。広報等を活用して制度に関する情報提供を行いし、ボランティア団体等とも連携しながら、広く参加を呼びかけます。

⑦日常生活用具給付等事業

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人（児）に対し、日常生活の便宜を図るため、障がい部位に応じた用具を給付します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			
自立生活支援用具	計画値	6	6	7	2	2	2
	実績値	1	1	2			
在宅療養等支援用具	計画値	4	4	5	4	4	4
	実績値	2	2	3			
情報・意思疎通支援用具	計画値	4	4	4	2	2	2
	実績値	3	1	2			
排泄管理支援用具	計画値	491	522	553	373	364	355
	実績値	387	384	382			
居宅生活動作補助用具	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			
合計	計画値	505	536	569	381	372	363
	実績値	393	388	389			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

全体的に見込値を大きく下回っています。各品目には耐用年数が設けられており、頻繁に給付するものではないため、新規利用希望者の申請が見込みよりも少ない状態で推移しました。

今後の見込み・確保策

今後も全体的に緩やかな減少を見込んでいます。引き続き、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

⑧移動支援事業

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	契約事業所数	9	9	10	9	9	9
	実利用者数（人）	8	8	8	10	11	12
	延利用時間（時間/年）	400	400	400	544	568	591
実績値	契約事業所数	8	9	6	/		
	実利用者数（人）	7	6	10			
	延利用時間（時間/年）	480	492	520			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

利用者数は減少しましたが、利用時間は増えています。契約事業者数が減少しましたが、障がいのある人の外出機会は増加し、社会参加の機会が増えた事が確認できます。

今後の見込み・確保策

障がいのある人の外出や社会参加のためには移動支援事業は非常に重要です。本計画では令和2年度の傾向が継続する見込みを設定しています。障がい特性やニーズの拡大に対応していく上で、サービス内容の再検討や供給体制が不安定にならないようサービス提供事業所と連携し、併せて新たなサービス事業者を開拓し、障がいのある人の社会参加を促進します。

⑨地域活動支援センター機能強化事業

事業名	事業の概要
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	町内	箇所数（か所）	0	0	0	0	0	5
		実利用見込数（人/年）	-	-	-	0	0	1
	町外	箇所数（か所）	0	0	0	0	0	0
		実利用見込数（人/年）	-	-	-	0	0	0
実績値	町内	箇所数（か所）	0	0	0	/		
		実利用見込数（人/年）	-	-	-			
	町外	箇所数（か所）	0	0	0			
		実利用見込数（人/年）	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、11月末までの実績

前計画の検証

町内での設置箇所及び利用者はありませんでしたが、ニーズがある事業なので、令和元年度から神崎郡自立支援協議会相談支援部会の中で継続して議論を行い、神崎郡域での設置の可能性を検討しました。

今後の見込み・確保策

本計画の最終年度である令和5年度までに神崎郡域での設置を検討しています。併せて、近隣市町や事業所と協議を行い、圏域で地域活動支援センターの利用を可能となる制度の検討を行います。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	契約事業所数	7	7	8	8	8	8
	実利用者数(人)	20	21	22	22	22	22
	延利用回数(回/年)	560	570	580	580	580	580
実績値	契約事業所数	6	7	7			
	実利用者数(人)	17	16	16			
	延利用回数(回/年)	745	1,015	1,000			

※令和2年度の実績値は、11月までの月平均

前計画の検証

実利用者は若干現状していますが、延利用時間は見込より大幅に増加したことから利用ニーズが非常に高いことが確認できました。現在は、町内及び近隣にある障がい者施設での利用となっています。

今後の見込み・確保策

障がい特例やニーズの拡大、地域移行の流れを踏まえると今後もサービスを拡大していく必要があるため、サービス提供事業所を増やす必要があります。今後は障がい者施設はもちろん介護サービス事業所へも協力を求めていきレスパイトケアなどのニーズにも応える体制を整備していくことが必要です。

②スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

事業名	事業の概要
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	聴覚や視覚に障がいがある人の交流活動を支援する奉仕員を養成するなど、障がいのある人が積極的に社会参加できるような支援を行います。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	開催日数（回）	2	2	2	2	2	2
	参加人数（人）	280	280	280	280	280	280
実績値	開催日数（回）	2	2	2			
	参加人数（人）	251	243	21			

※令和2年度の実績値は、11月末までの実績

前計画の検証

中播磨地区手をつなぐ育成会に事業を委託し、ゆうあい運動会とスポーツ教室を開催していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響でゆうあい運動会が中止になり、スポーツ教室開催事業のみ実施しました。これらの事業を通して障がいのある人の社会参加の促進や福祉の増進に繋がりました。

今後の見込み・確保策

障がいのある人の社会参加活動を促進することに加え、体力増進・交流・余暇活動として非常に有意義であるため、今後も中播磨地区手をつなぐ育成会や郡内他市町と連携を図りながら、スポーツ・レクリエーション活動の機会の拡大を図っていきます。

③訪問入浴サービス事業

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	在宅の重度障がいのある人に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、自宅において入浴を提供します。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2
	利用日数（日）	104	104	104	104	104	104
実績値	実利用者数（人）	2	2	2			
	利用日数（日）	100	103	104			

※令和2年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

町外の介護サービス事業所1か所に委託して実施しました。

今後の見込み・確保策

第5期計画実績から、今後の利用者数は横ばい状態と想定しています。今後も医療的ケアを必要とする人へも安定したサービスが提供できるよう関係機関と連携します。